

# 特定商工業者

## 特定商工業者とは

4月1日現在で丸亀市内に引き続き6ヶ月以上、本社、支店、営業所、事務所、工場などの事業所を設けている商工業者のうち、

**(1)資本金額または払込済出資総額 300 万円以上の商工業者**

**(2)従業員数 20 人以上（商業・サービス業は 5 人以上）の商工業者**

のいずれか一方の条件に該当される方です。

## 商工会議所の【会員】と【特定商工業者】との違いは？

◎【会員】への入会に制限はなく、地区内の商工業者ならば任意に入会でき、直接商工会議所の活動に参加できます。その会費は、商工会議所活動の全般に充てられます。

◎【特定商工業者】は上記で説明いたしましたとおり、法で定められた一定水準以上の商工業者で、その負担金は法定台帳の作成・管理・運用、紹介活動等の経費に充てられ、事業所の規模を問わず同額です。

\*【会員】の大多数は【特定商工業者】を兼ねておられます。

## 法定台帳とは

特定商工業者の皆さんに、自己の事業内容を商工会議所に登録していただく台帳です。

法定台帳は毎年 1 回作成され、商工会議所はこの台帳によって商工業者の実態を正確に把握するとともに、皆さんの事業の発展や当地経済の振興に役立てています。

活用にあたっては、機密事項の保持に細心の注意を払っています。(商工会議所法第 10 条・第 11 条)

### 【法定台帳の活用例】

商工会議所には、毎日多くの方から商取引の斡旋、依頼がありその回答は法定台帳によってお知らせしております(ただし機密事項は除く)。従って特定商工業者の方は間接的な利益を受けていることになるほか、国、または県、市は法定台帳に基づき、その実態を把握し、商工業・行政の資料として活用し、地区内における商工業者の振興発展に役立たせております。

## 負担金とは

負担金は、法定台帳の作成管理・運用に必要な費用の一部に充当されます。

法定台帳を作成し、管理・運用するには、相当の経費がかかります。丸亀市長の認可を受け、台帳を管理・運用するために、事業所の同意を得た上で、必要最小限の費用として、「負担金」を毎年納めていただきます。(商工会議所法第 12 条) なお、負担金の金額は年間 1,500 円で、税務上は公租公課費目として損金処理ができます。

## 特定商工業者の特典

1. 法定台帳に基づいて商取引のあっせん、照会等を受けることができます。
2. 負担金納入の方には、丸亀の商工業者を代表する商工会議所議員の選挙権 (1 個)が行使できます。